

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国際希少野生動植物種の追加等

規制の区分：新設、改正  拡充  緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省自然環境局野生生物課

評価実施時期：令和4（2022）年12月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### 【規制の目的、内容及び必要性】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）を国際希少野生動植物種として定め、国内流通規制の対象としている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）は、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るため、輸出国と輸入国とが協力して野生動植物の国際取引を規制する条約である。野生動植物種を、絶滅のおそれの程度及び取引がその種に与える影響の程度に応じて条約の附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲載することにより、異なる度合いで取引を規制している。そのうち、附属書Ⅰには、絶滅のおそれのある種であって、取引による影響を受けているか受けることのあるものが掲載され、国際的な商業取引は原則として禁止される。当該国際取引規制の実効性の確保を図るため、附属書Ⅰ掲載種については、種の保存法における国際希少野生動植物種として指定して、国内取引を規制することとしている。

令和4年11月、パナマシティにおいて、ワシントン条約第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書Ⅰが改正された。これを踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下、「施行令」という。）を改正し、国際希少野生動植物種の追加、削除及び変更（以下、「追加等」という。）を行うこととする。なお、国際希少野

生動植物種の指定方針は、希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日環境省告示第38号。以下、「基本方針」という。）に基づくものであり、従来より、附属書I改正の都度、国際希少野生動植物種の見直しを行っている。

【規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況】

ワシントン条約附属書Iに新たに掲載された種が施行令において指定されない場合、ワシントン条約に基づく国際取引規制によって得られる附属書I掲載種の保全の効果が、種の保存法に基づく国内取引規制により十分に補完されず、当該種の個体数が減少する等、絶滅のおそれが増大する可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

今回改正において施行令で指定する国際希少野生動植物種は、絶滅のおそれがあり、国際取引による影響を受けている又は受ける可能性があるため、国際取引を特に厳重に規制する必要のある種として、ワシントン条約附属書Iに掲載されることとなったものである。

[規制以外の政策手段の検討]

今回の政令改正は、規制の対象となる希少野生動植物種の追加等を行うものであり、規制手法等の措置枠組そのものに及ぶものではないことから、規制以外の政策手段は想定されない。なお、附属書Iの改正に当たっては、ワシントン条約締約国会議において各種の生息状況や流通状況を踏まえて附属書改正提案が検討され、締約国の合意又は投票により採択されている。

[規制の内容]

国際希少野生動植物種として指定された場合、当該種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下、「個体等」という。）については、原則として、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下、「譲渡し等」という。）といった取引が規制されるほか、取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。ただし、学術研究、繁殖等の公益的な目的の場合には、環境大臣の許可を受け、又は地方公共団体等は協議することで譲渡し等が可能になるほか、大学、登録博物館等は事後に譲受けの届出を提出することとされている。また、以下の登録要件に該当する場合は、種の保存法第20条第1項に基づく登録（以下、「個体等登録」という。）を受け、登録票を伴うことで取引、陳列・広告が可能となる。

・種の保存法の規制適用前に国内で取得した個体等

- ・ 関税法の許可を受け輸入され、かつ規定の要件（商業的目的の繁殖由来等）を満たす個体等
- ・ 国内で繁殖された個体等
- ・ 登録対象個体群の個体等

また、国際希少野生動植物種については、種の保存法に基づき、外国為替及び外国貿易法に規定する輸出又は輸入の承認を受ける必要がある。

今回、以下の9種類を種の保存法の国際希少野生動植物種に追加し、このうち、2種類については器官及び加工品についても規制の対象とする。さらに、4種類を削除する。また、既に国際希少野生動植物種に指定されている種のうち、登録要件を満たし、個体等登録により譲渡し等の規制の対象外となる登録対象個体群を2種類追加する。

#### ○国際希少野生動植物種の追加 9種類

（譲渡し等、販売・頒布目的の陳列・広告の禁止。要件を満たす個体等については、登録により譲渡し等の規制の対象外となる）

<i>Equus hemionus luteus</i>	ゴビノロバ（※）
<i>Pongo tapanuliensis</i>	タパヌリオランウータン（※）
<i>Pycnonotus zeylanicus</i>	キガシラヒヨドリ
<i>Tiliqua adelaidensis</i>	アデレードアオジタトカゲ
<i>Batagur kachuga</i>	ニシキセタカガメ
<i>Cuora galbinifrons</i>	モエギハコガメ
<i>Kinosternon cora</i>	キノステルノン・コラ
<i>Kinosternon vogti</i>	キノステルノン・ヴォグティ
<i>Nilssonia leithii</i>	リーススッポン

※生物種の分類変更による追加のため、実際の規制範囲は変更なし。

#### ○登録対象個体群の追加 2種類（当該個体群については、個体等登録により譲渡し等の規制の対象外となる）

<i>Caiman latirostris</i>	クチビロカイマン	ブラジルの個体群
<i>Crocodylus porosus</i>	イリエワニ	フィリピンのパラワン諸島の個体群

#### ○国際希少野生動植物種から削除 4種類

<i>Alouatta coibensis</i>	コイバホエザル（※）
<i>Cynomys mexicanus</i>	メキシコプレーリードッグ
<i>Falco pelegrinoides</i>	アカエリハヤブサ（※）
<i>Epicrates inornatus</i>	バヴァチボア

※生物種の分類変更による追加のため、実際の規制範囲は変更なし。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### [遵守費用]

・ 申請者による許可申請等にかかるコスト

追加指定種については、国際希少野生動植物種の譲渡し等及び輸出入について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。学術研究や繁殖、教育目的等の譲渡し等の年間の許可申請及び届出の件数は令和3年度実績で年間246件であり、現在国際希少野生動植物種は807種であることから、1種類当たりの平均は約0.3件/年と稀である。また、国際希少野生動植物種の輸出入に係る許可申請の件数は令和3年度実績で年間7件であり、現在国際希少野生動植物種は807種であることから、1種類当たりの平均は約0.009件/年と稀である。また、種の保存法第20条第1項に基づく令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）の個体等登録の申請件数（登録対象個体群に係るものを含む。）は714件であり、国際希少野生動植物種のうち登録対象種が590種であることから、1種当たりの平均登録申請件数は約1.2件/年である。今回、国際希少野生動植物種を9種追加し、4種削除することから、計5種の増加となり、新たに発生が見込まれる年間の譲渡し等の許可申請及び届出の件数は約1.5件、輸出入の許可件数は約0.045件、登録申請件数は約6.0件、計約7.5件である。仮に1申請当たり1人日を要するとした場合には、1人日約18,471円（4,433千円（※1）÷240日）として、「申請等手続に要する費用×申請等件数」の年間約14万円の遵守費用が生じることとなる。

（※1）国税庁「令和3年度 民間給与実態統計調査結果」より、平均給与を4,433千円とした。

また、令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）の個体等登録の数は590種について10,001件であり、1種当たりの平均登録数は約17.0件/年である。5種追加の場合、年間に増加する登録数は約85.0件であり、個体等登録に当たっては、種の保存法の個体等登録機関である一般財団法人自然環境研究センターに1個体等当たり5,000円の手数料を納付する必要があることから、1種当たり年間約8.5万円、5種追加の場合は約43万円の手数料負担と算出される。（登録対象個体群に追加する2種については、現行制度下においても施行令第8条第1号、第2号及び第3号イ、ロに基づき個体等登録を受け、譲渡し等の規制の対象外とすることは可能であり、同条第3号ハに基づく登録対象個体群への地域個体群の追加による大幅な登録件数の増加は想定していないため、新たな遵守費用は発生しない）

- ・販売が規制されることによって逸失する利益

今回国際希少野生動植物種に追加される種に関して、日本国内における流通に関する情報はごく限られているが、附属書改正提案書によれば、ニシキセタカガメ及びモエギハコガメについては過去に輸入記録があるほか、2010年代頃にドロガメ属22種（国際希少野生動植物種として今回規制対象となるのはこのうち2種）がメキシコ及びアメリカから日本に適法輸入されている旨の記述があり、一定の逸失利益が発生する可能性がある。

[行政費用]

- ・許可申請等審査にかかるコスト

#### ①譲渡し等の許可等

現在、国際希少野生動植物種の譲渡し等に関する許可等申請等手続は環境省自然環境局野生生物課にて実施している。国際希少野生動植物種の譲渡し等の許可申請等手続件数は令和3年度実績で年間246件であり、1種当たりの平均は約0.3件/年と稀である。今回、国際希少野生動植物種は9種指定し、4種削除することから、計5種の増加となり、新たに発生が見込まれる許可申請件等に係る審査手続は約1.5件/年であると想定される。仮にこれらの事務について1件当たり2人日程度要するとした場合には、1人日約20,561円（5,345,870円（※2）÷（5日×52週））とすると、約6万円を要することとなる。

#### ②輸出入の許可

現在、国際希少野生動植物種の輸出入に関する許可申請等手続は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室にて実施している。国際希少野生動植物種の輸出入等に係る許可申請手続は令和3年度実績で年間7件であり、1種当たりの平均は約0.009件/年と稀である。今回、国際希少野生動植物種は計5種の増加（9種追加、4種削除する）となることから、新たに発生が見込まれる許可申請件等に係る審査手続は約0.045件/年であると想定される。仮にこれらの事務について1件当たり2人日程度要するとした場合には、1人日約20,561円（5,345,870円（※2）÷（5日×52週））とすると、約0.2万円を要することとなる。

#### ③個体等登録に係る手続き

また、法第20条第1項に基づく個体等登録に関する業務は個体等登録機関が行っている。個体等登録に当たっては、1個体等当たり5,000円の手数料を徴収し、事務手続きに要する費用を賄っている。法第20条第1項に基づく年間の登録数は、10,001件であり、国際希少野生動植物種のうち登録対象種が590種であることから、1種当たりの平均は17.0件/年である。今回、国際希少野生動植物種は計5種の増加（9種追加、4種削除する）となることから、年間約85.0件、登録に係る手続が新たに発生する見込みである。仮にこれらの事務について1件当たり2人日程度要するとした場合には、1人日約20,561円（5,345,870円（※2）÷（5日×52週））とすると、年間約350万円を要することとなる。（登録対象個体群に追加する2種については、現行制度下においても施行令第8条第1号、第2号及び第3号イ、ロに基づき個体等登録を受け、譲渡し等の規制の対象外とすることは可能であり、同条第3号ハに基づく登録対象個体群への地域個体群の追加による大幅な登録件数の増加は想定していないため、新たな行政費用は発生しない）

（※2）総務省「令和4年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価より、平均給与を5,345,870円とした。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

国際希少野生動植物種の削除については、特段の費用は発生しない。登録対象個体群については、引き続き登録対象として一定の規制下にあり、その行政費用は③に含まれている。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

国際希少野生動植物種の指定によって国内取引を規制することにより国際取引規制の実効性の確保を図り、野生動植物種の絶滅のおそれを低減し、種の保存を図ることができるため、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。こうした取組により個体数が十分に増加し安定すると、ワシントン条約の附属書Ⅰの生物学的基準を満たさなくなり、締約国会議において附属書Ⅱに移行され、種の保存法の規制対象から除外されることとなる。今回国際希少野生動植物種として追加指定される9種類についても、国内取引規制により間接的に原産国における種の保存に貢献することが期待される。

また、国際希少野生動植物種から削除された4種のうち、分類変更によって他の国際希少野生動植物種に統合された2種については引き続き規制対象となることから、同様に種の保存に資するものと考えられる。また、他の2種については、現時点で国際取引が問題となっていないこと、個体数が安定していること等を踏まえて附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行されるものであり、国内流通規制を適用しないことによって当該種の保全上特段の問題は生じないものと考えられる。

登録対象個体群を追加する2種については、引き続き国際希少野生動植物種として指定しつつ、附属書Ⅱに移行した地域個体群を登録可能とすることにより取引できるようになる。登録により取引可能となる対象が拡大する規制緩和に当たるが、登録の手続きは必要である。詳細な情報はないものの、対象となる地域個体群が限定的であることから、手続き件数の大幅な増加は想定されない。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることによる生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが便益であるが、その金銭的価値化の手法は確立されていないことから、便益の定量的な記載は困難である。

なお、個々の種の保存による金銭的価値化は困難であるものの、生物多様性や生態系サービスの経済的価値の評価手法に係る研究は行われており、生態系の一部である絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存も含む生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に便益があることについては一定の知見がある。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

4種類が国際希少野生動植物種から削除されたことによる遵守費用額の増減については、③に含まれている。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回指定する9種の国際希少野生動植物種については原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。ただし、要件を満たす個体等については、法第20条第1項に基づく登録を受けることにより、これらが可能となることから、規制による影響は限定的と考えられる。

ある種が国際希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に、譲渡し等や販売目的の陳列又は広告を行うためには種の保存法第20条第1項に基づく登録が必要となることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2～4のとおり、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

国際希少野生動植物種は種の保存法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の改正は規制手法等の措置枠組そのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。なお、規制対象のうち、器官及び加工品については政令によって改めて指定することとなっており、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえて指定の必要がある種を検討し、選定した。今回は、どろがめ科の附属書改正提案において甲及びその加工品の利用に関する言及があること、外観から種同定が可能と考えられることから、どろがめ科の甲及びその加工品を指定することとする。なお、かめ目の他科には、器官及び加工品について、皮及び皮製品も指定しているものもあるが、どろがめ科については皮の利用に関する情報がないことから、皮及び皮製品は指定しないこととした。



## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

ワシントン条約第 19 回締約国会議においては各種の生息状況、流通実態等を踏まえ、附属書への掲載について検討された。また、種の保存法第 4 条第 7 項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」において、ワシントン条約第 19 回締約国会議の結果及び種の保存法の規制内容を踏まえ、国際希少野生動植物種を指定等することについて意見聴取を行う。なお、種の保存の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息状況、流通実態等を踏まえ、必要な規制について検討している。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から 5 年後（令和 10 年）に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用：許可申請等件数及び個体等登録申請の数
- ・ 行政費用：許認可等手続件数及び個体等登録の数
- ・ 効果：指定した種のうち、絶滅しなかった種数  
指定した種のうち、附属書 II に移行された種数